

様式第 1 号別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び諫早市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 住所の状況について、諫早市が私（申請者）及び世帯全員に対して報告を求めること、及び申請者世帯全員の支援金交付決定後 5 年間の転出入の状況について調査することに同意します。
- 3 以下の場合には、令和 7 年度諫早市移住支援金交付要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から 3 年未満に諫早市から転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に諫早市から転出した場合：半額